

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名（うち2名は高校生と中学生）について、子供2名が避難先の高校・中学校に通学していること等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料などの賠償継続が認められた事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成〇年〇月〇日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いが無い別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金619万9060円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未精算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、別紙記載の第1項記載の損害に対する未精算の仮払い補償金合計190万円を支払い済みであることを確認する。

この未精算の仮払い補償金合計190万円について、第2項記載の和解金合計619万9060円と精算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月29日

（仲介委員 小笠原勝也）

（別紙）

申立人X 1について 平成〇〇年（東）第〇号			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用	平成23年3月1日～平成25年3月31日	32,000円	移動費用
一時立入費用	平成23年3月1日～平成25年3月31日	331,860円	
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	平成23年3月1日～平成24年8月31日	1,820,000円	
精神的損害（滞在者慰謝料）			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成23年3月1日～平成25年3月31日	25,200円	生活費増加費用（家財購入費）
一部和解 合計額（①）		2,209,060円	

未精算の仮払補償金（②）	1,300,000円
支払額（①－②）	909,060円

（別紙）

申立人X 2について 平成〇〇年（東）第〇号

損害項目	期間	金額	備考
検査費用（人）			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害（日常生活阻害 慰謝料）	平成23年3月11 日～平成24年8月 31日	1,820,000 円	
精神的損害（滞在者慰謝 料）			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用（物）			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額（①）		1,820,000 円	

未精算の仮払補償金（②）	300,000円
支払額（①－②）	1,520,000円

(別紙)

申立人X3について 平成〇〇年(東)第〇号			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害 慰謝料)	平成23年3月11 日～平成25年3月 31日	2,170,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝 料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		2,170,000 円	

未精算の仮払補償金(②)		300,000円	
支払額(①-②)		1,870,000円	

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名（うち2名は高校生と中学生）について、子供2名が避難先の高校・中学校に通学していること等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活障害慰謝料などの賠償継続が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3（以下、申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

1 損害項目

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害項目一覧（以下「別紙一覧」という。）記載の損害項目（別紙一覧の各期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 期間

各損害項目につき、別紙一覧記載の各期間。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項（別紙一覧）所定の損害項目及び期間に対する和解金として金880万6066円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月10日

（仲介委員 小笠原勝也）

(別紙損害項目一覧)

平成〇〇年(東)第〇号

損害項目	期間	金額
(1) 精神的損害	自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日	
申立人X1		1,700,000
申立人X2		1,450,000
申立人X3		1,100,000
(2) 宿泊費(〇〇のアパートの家賃。礼金等を除く。)	自 平成23年3月20日 至 平成23年5月17日	107,766
(3) 家財道具、衣類の購入費	自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日	121,967
(4) 教育費(申立人X2、同X3の転校に伴う支出)	自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日	150,000
(5) 交通費(申立人X2通学分)	自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日	23,040
(6) 帰宅費用	自 平成23年3月11日 至 平成25年3月31日	65,440
(7) 〇〇の自宅の家賃	自 平成23年4月1日 至 平成24年5月31日	94,400
(8) 〇〇の自宅の電気料金	自 平成23年5月1日 至 平成23年5月31日	2,697
(9) 〇〇の自宅の水道料金	自 平成23年8月1日 至 平成24年5月31日	28,862
(10) 就労不能損害(申立人X1 〇塾)	自 平成23年3月11日 至 平成25年2月28日	2,133,000
(11) 営業損害(申立人X1 自宅 の学習塾)	自 平成23年3月11日 至 平成25年2月28日	1,391,852
(12) 本件和解仲介に関する弁護士 費用		437,042
合計額		8,806,066